



平成 29 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 有沢製作所  
代表者名 代表取締役社長 有沢 悠太  
(コード番号：5208 東証第一部)  
問合せ先 上席執行役員経営企画部担当 増田 竹史  
(TEL：025-524-7101)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 65 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
- 第 66 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
- 第 67 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
- 第 68 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
- 第 69 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3.【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線      を付して表示しております。

なお、訂正内容は各期とも同一のため、第 66 期、第 67 期、第 68 期、第 69 期の記載を省略しております。

第 65 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日) 内部統制報告書

3.【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社の平成30年3月期第2四半期の決算業務にあたり、持分法適用会社の留保利益に対する繰延税金負債等について検証作業をしていたところ、平成21年7月に国内会社の持分法適用会社株式の一部売却により、同社の留保利益のうち将来の配当により追加納付が発生すると見込まれる税金額を投資会社の繰延税金負債として計上する連結決算手続上の誤りが判明いたしました。

これに伴い過年度の決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期第2四半期から平成30年3月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は適正に訂正しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、再発防止策を検討し、内部統制を整備・運用いたしてまいります。

以上